

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「都構想」)のポイント① “地域コミュニティと窓口サービスの維持”



大阪市長 松井一郎

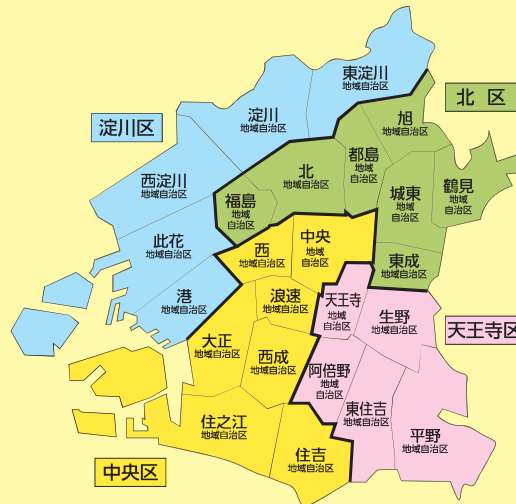
現在、議論されている特別区素案は、前回の案(平成27年住民投票実施)からバージョンアップしています。前回の案に対する住民の皆さんの

「今の地域コミュニティが壊れるのでは…」
「区役所の窓口が、今より遠くなるのでは…」
「地域の声が届かなくなるのでは…」



といった不安の声にお応えするため、各特別区に**地域自治区**を設置します。

現在の24行政区単位で**地域自治区**を設置します
窓口サービスを担う**地域自治区**の事務所(区役所)と**地域協議会**を設置します



◆窓口サービスを維持「区役所」

24の地域自治区には、区役所を設置します。市民の皆さんの利便性を維持するため、現在、区役所で行われている窓口サービスを継続して実施します。



◆地域の声を届けるしくみ「地域協議会」

地域住民の多様な意見が反映されるよう**地域協議会**を設置します。特別区長は、地域協議会からの意見を聴き、必要に応じて適切な措置を講じます。



※上記については、第27回大都市制度(特別区設置)協議会(令和元年10月24日開催)でとりまとめた方向として示された内容に基づき記載しています。

- ◆特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆議会や大都市制度(特別区設置)協議会などで議論中であり、確定したものではありません。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

大阪市・特別区

検索